

2015年6月

お客様各位

販売会社 SMBC日興証券株式会社

「日興アロー・ファンド グローバル・マルチ・ストラテジー（償還済）」

における救済措置の進捗状況および不備への対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

お客様に2008年12月時点でご投資頂いておりました外国投資信託「日興アロー・ファンド グローバル・マルチ・ストラテジー（償還済）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、2014年2月に弊社よりご案内させて頂いておりました、マドフ氏の詐欺事件にかかる被害者救済のためのマドフ救済基金（以下、「MVF」といいます。）に申請書を提出されたお客様に対して、現在までの救済措置の進捗状況ならびに不備への対応について、次のとおりご連絡させていただきます。

※ なお、MVF から送られる後述の“非公式不備通知”がお手元に届いていないお客様については、特段お客様にて不備への対応を行っていただく必要はございません。

1. MVFによる審査の進捗状況と今後の進展

MVFの公式ホームページ (<http://www.madoffvictimfund.com/>) によりますと、MVFは、現在、全世界より受け付けた申請書に対して審査を進めており、2015年5月15日時点において、全世界から受領した申請書の約半数に対して審査を開始しております。さらに、審査にて申請書に不備があると判断された申請者に対しては、不備の解消が可能か否に関わらず不備内容の訂正や証明書類の提出を求める“非公式不備通知（全て英文です。詳しくは別紙『非公式不備通知の抄訳』をご参照ください。）”の発送を順次行っております。

非公式不備通知を介した不備解消の要請は、一定期間継続して行われますが、その後、解消されていない不備も含め、全ての不備が網羅された“公式不備通知”が、対象となる申請者に発送される予定です。非公式不備通知に記載された不備が解消されないことで、当該の申請者が直ちに救済金の支払いを受ける権利を喪失することはありませんが、後日発送される公式不備通知に記載された不備が解消されない場合は、救済金を受領する権利を喪失する可能性が高くなります。なお、公式不備通知が発送される予定日は、本書作成日現在において公表されておられません。

MVFによる申請書の審査により不備が見当たらないと判断された申請者（すなわち非公式／公式不備通知が発送されていない申請者）、および非公式／公式不備通知に記載された不備が全て解消された申請者に対しては、MVFが米国司法省に対して承認の推薦を行い、米国司法省が承認の可否について判断するとされております。したがって、非公式／公式不備通知を受領していない、あるいはMVFが要請する不備の解消が全て完了したとしても、米国司法省の裁量により最終的に救済金の支払いが拒否される可能性があることにご留意ください。

なお、MVF からの救済金の支払時期、支払い方法及び今後必要となる手続きの有無等については、公表されておりません。また、MVF による救済金の支払額、ならびに申請手続きを継続するに当たり発生する諸費用の総額を示すことはできません。お客様が本件における申請手続きを継続することが適切か否かは、損失額等のお客様それぞれの状況、本書の内容、ならびに今後 MVF あるいは弊社よりご連絡させていただき内容をご参考として、お客様ご自身にてご判断頂くようお願い申し上げます。

2. 救済金の支払額の見込み

2015 年 6 月 1 日時点で MVF の公式ホームページにおいて公表されている情報によりますと、MVF は約 40 億米ドルの資産を保有する一方で、MVF が全世界から受領した救済金の申請額の規模は約 773 億米ドルに達しております。MVF の保有資産は、米国司法省による承認を受けた申請者によって、その申請額に応じて按分されるため、例えば、773 億米ドル分の申請額が額面通りに承認されるのであれば、各申請者への救済金の支払額は、自身の申請額（すなわち想定被害額）に、按分割合である約 5.17%（40 億米ドル÷773 億米ドル）を乗じた額となります。一方、MVF による審査の結果、過剰請求と判断された申請が除外されたことにより、5 月 15 日時点の按分割合は当初の約 5.17%から約 6.80%に上昇しました。審査の進展により按分割合は引き続き徐々に上昇していく可能性があると思われておりますが、最終的な按分割合は現時点では予想できないとされております。

3. 非公式不備通知への対応

非公式不備通知をお受け取りになられたお客様で、引き続き申請手続きをご希望される場合には、別紙『非公式不備通知への対応方法』に記載された内容をご参照いただき、MVF に追加情報のご提供または証明書類のご提出をお願いいたします。なお、証明書類の作成、英語への翻訳、MVF への発送に関連する各種お手続きはお客様ご自身で行っていただくとともに、それらの手続きに伴い発生する費用はお客様ご自身のご負担となりますことをご容赦いただくようお願いいたします。なお、2015 年 5 月以降に MVF より発送された非公式不備通知によれば、非公式不備通知に記載された不備内容の訂正および証明書類の提出の期限は MVF による発送後 45 日以内とすることが推奨されております。英文で記載された非公式不備通知を弊社で抄訳した別紙『非公式不備通知の抄訳』も併せてご参照ください。

※ 非公式／公式不備通知をお受け取りになられていないお客様については、本書作成日現在において、MVF より特段の対応は求められておりません。

本書ならびに別紙は、MVF の公式ホームページ (<http://www.madoffvictimfund.com/>)、ならびに非公式不備通知の記載に基づいて、弊社が作成したものです。したがって、本書に記載された内容の正確性、完全性及び MVF によるお客様への救済金の支払いを保証するものでないことにご留意ください。

なお、ご不明な点等ございましたら、お取引店担当者または日興コンタクトセンター（専用フリーダイヤル：0120-250-927、受付時間：平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00）までご連絡ください。

敬具